

令和2年度 一般社団法人 和歌山県臨床検査技師会
定時総会 議事録

令和2年度 一般社団法人 和歌山県臨床検査技師会
定時総会 議事録

日時	令和2年6月13日(土)	13:00	～	13:30
場所	アバローム紀の国 4階 羽衣の間			
出席会員数	総会員数	390名		
	出席会員数			350名
	内訳	本人出席		15名
		書面表決		335名
	総会員の議決権数			390個
	出席会員の議決権数			350個
議長	吉積修平 亀谷孝志			
議事運営委員	松下裕			
出席役員	理事	竹中正人	理事	田中規仁
	理事	栗林伴有	理事	神藤洋次
	理事	久保光史	監事	大石博晃
			監事	畑忠良
議事録作成者	堀井結女 山本綾菜			

1 開会の辞

神藤洋次事務局長から、これより令和2年度一般社団法人和歌山県臨床検査技師会定時総会を始めますので、皆様のご協力をよろしく申し上げますと挨拶があった。

竹中正人会長より、今年度は新型コロナウイルス感染症が流行しており、新興感染症に対して新しい検査技術を取り入れて、検査の職能団体として、技師会会員一丸となって、和歌山県民に貢献していきたいと挨拶があった。

2 議長選出

神藤洋次事務局長が、会場内より立候補者を募ったがなかったため、予めお願いしていた、吉積修平氏（和歌山県立医科大学附属病院）、亀谷孝志氏（和歌山県立医科大学附属病院）に場内の拍手をもって承認された。

3 議長挨拶

吉積修平氏、亀谷孝志氏より皆様のご協力をいただけて進めていきたいので、よろしく申し上げますと挨拶があった。

4 総会役員選出

立候補者がいなかったため議長より指名し、拍手をもって承認された。

資格審査委員	：	丸澤佳子氏	（和歌山県臨床検査技師会理事）
書記	：	堀井結女氏	（和歌山県立医科大学附属病院）
		山本綾菜氏	（和歌山県立医科大学附属病院）
議事運営委員	：	松下裕氏	（和歌山県立医科大学附属病院）

5 資格審査報告

丸澤佳子委員より、13時10分現在、出席者6名、議決権行使書による書面評決344名、合計350名は現会員数390名の過半数を満たし、定款18条に基づき本総会は成立していると宣言があり、拍手をもって確認された。

6 議案審議

第1号議案「令和元年度事業経過報告」

神藤洋次事務局長より、令和元年度事業経過、総務・事務報告について説明があった（議案書P1～P6の通り）。

栗林伴有学術部長より、令和元年度事業経過、学術報告について説明があった。

久保光史理事より、令和元年度精度管理事業について説明があった。

栗林伴有学術部長より、令和元年度会誌編集事業について説明があった。

（議案書P6～P10及びP27～29参考資料の通り）。

田中規仁副会長より、令和元年度事業経過、公益事業報告について各担当理事より説明するとあった。

田中規仁副会長より、令和元年度公益事業（HIV啓発活動）について説明があった（議案書P10の通り）。

田中規仁理事より、令和元年度公益事業（医療セミナー in わかやま）について説明があった（議案書P11の通り）。

田中規仁理事より、令和元年度公益事業（全国検査と健康展2019 和歌山会場）について説明があった（議案書P11の通り）。

田中規仁副会長より、令和元年度事業経過、渉外法制について説明があった（議案書P12の通り）。

会場より質問・意見もなく、第1号議案について議長が裁決を求め、合計表決数承認多数をもって承認された。（反対0票 保留0票 承認350票）

第2号議案

田原靖子経理部長より、第2号議案・令和元年度会計報告について説明があった（議案書 別刷り資料の通り）。

畑忠良監事より、第2号議案・令和元年度監査報告について説明があった（議案書 別刷り資料の通り）。

会場より質問・意見もなく、第2号議案について議長が裁決を求め、合計表決数承認多数をもって承認された。（反対0票 保留0票 承認350票）あった。

第3号議案「令和2年度事業計画案」

神藤洋次事務局長より、令和2年度事業、総務・事務計画案について説明があった（議案書P15～P16の通り）。

栗林伴有学術部長より、令和2年度事業、学術活動計画案について説明があった（議案書P17の通り）。

田中規仁副会長より、令和2年度事業、公益事業活動計画案について説明があった（議案書P17～P18の通り）。

田中規仁副会長より、令和2年度事業、渉外法制活動計画案について説明があった（議案書P18の通り）。

会場より質問・意見もなく、第3号議案について議長が裁決を求め、合計表決数承認多数でもって承認された。

（反対0票 保留0票 承認350票）

第4号議案

田原靖子経理部長より令和2年度予算案について説明があった（議案書P19の通り）。

会場より質問・意見もなく、第4号議案について議長が裁決を求め、合計表決数承認多数でもって承認された。

（反対0票 保留1票 承認349票）

第5号議案

神藤洋次事務局長より、定款変更案について説明があった（議案書P20～23の通り）。

定款変更の趣旨

現行定款について第9条が欠落していることが判明した。よって、項番をひとつずつ繰り上げる変更を行う。なお、変更点は2重下線で表記した。

一般社団法人和歌山県臨床検査技師会 定款変更案新旧対照表

現行定款	変更後
一般社団法人和歌山県臨床検査技師会 定款 平成24年4月制定 平成28年5月改定 令和元年6月改定	一般社団法人和歌山県臨床検査技師会 定款 平成24年4月制定 平成28年5月改定 令和元年6月改定 <u>令和2年6月改定</u>
第5章 総則 (名称) 第1条 この法人は、一般社団法人和歌山県臨床検査技師会と称する。 ~略~ (任意退会) 第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。 (除名) 第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。	第1章 総則 (名称) 第1条 この法人は、一般社団法人和歌山県臨床検査技師会と称する。 ~略~ (任意退会) 第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。 (除名) <u>第9条</u> 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 11 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 8 条の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第 6 章 会員総会

(構成)

第 12 条 会員総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の会員総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 不可欠特定財産の処分の承認
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 14 条 会員総会は、定時総会として毎年度 1 回事業終了後 3 カ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 15 条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する会員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 16 条 会員総会の議長は、当該会員総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 会員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 会員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 不可欠特定財産の処分
- (6) その他の法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第 2 章 会員総会

(構成)

第 11 条 会員総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の会員総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第 12 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 不可欠特定財産の処分の承認
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 会員総会は、定時総会として毎年度 1 回事業終了後 3 カ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する会員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 15 条 会員総会の議長は、当該会員総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第 16 条 会員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 会員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 不可欠特定財産の処分
- (6) その他の法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 19 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第19条 会員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 役員

(役員の設定)

- 第20条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 8名以上15名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、5名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第21条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。
- 2 会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長及び常務理事は、3ヶ月内に1回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の終了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第25条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

- 第26条 理事及び監事は、無報酬とする。

第8章 理事会

(構成)

- 第27条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第28条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

- 第29条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第18条 会員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第3章 役員

(役員の設定)

- 第19条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 8名以上15名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、5名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第20条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。
- 2 会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長及び常務理事は、3ヶ月内に1回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の終了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第24条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

- 第25条 理事及び監事は、無報酬とする。

第4章 理事会

(構成)

- 第26条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第27条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

- 第28条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

<p>第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。</p> <p>(議事録)</p> <p>第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</p> <p style="text-align: center;">第9章 資産及び会計</p> <p>(事業年度)</p> <p>第32条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。</p> <p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第33条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時会員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第7号までの書類については承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書（正味財産増減計算書） (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書 (6) 財産目録 (7) キャッシュ・フロー計算書</p> <p>2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(1) 監査報告 (2) 理事及び監事の名簿 (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類 (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p> <p>(余剰金の分配)</p> <p>第35条 この法人の余剰金は会員等に対しても分配することが出来ないものとする。</p> <p style="text-align: center;">第10章 定款の変更及び解散</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第36条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。</p> <p>(解散)</p> <p>第37条 この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p>第38条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p>	<p>第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。</p> <p>(議事録)</p> <p>第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</p> <p style="text-align: center;">第5章 資産及び会計</p> <p>(事業年度)</p> <p>第31条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。</p> <p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第32条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時会員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第7号までの書類については承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書（正味財産増減計算書） (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書 (6) 財産目録 (7) キャッシュ・フロー計算書</p> <p>2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(1) 監査報告 (2) 理事及び監事の名簿 (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類 (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p> <p>(余剰金の分配)</p> <p>第34条 この法人の余剰金は会員等に対しても分配することが出来ないものとする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 定款の変更及び解散</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第35条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。</p> <p>(解散)</p> <p>第36条 この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p>第37条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p>
---	--

<p style="text-align: center;">第11章 公告の方法 (公告の方法)</p> <p>第39条 この法人の公告は、官報により行う。</p> <p>2 事故その他やむを得ない事由によって前項の官報公告をすることができない場合は、主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法による。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>2 この法人の最初の会長は村田正吾とする。</p> <p>3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第32条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (平成28年5月28日)</p> <p>この定款の変更は平成28年5月29日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和元年6月8日)</p> <p>この定款の変更は令和元年6月9日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 公告の方法 (公告の方法)</p> <p>第38条 この法人の公告は、官報により行う。</p> <p>2 事故その他やむを得ない事由によって前項の官報公告をすることができない場合は、主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法による。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>2 この法人の最初の会長は村田正吾とする。</p> <p>3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第32条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (平成28年5月28日)</p> <p>この定款の変更は平成28年5月29日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和元年6月8日)</p> <p>この定款の変更は令和元年6月9日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和2年6月13日)</p> <p><u>この定款の変更は令和2年6月14日から施行する。</u></p>
---	--

第5号議案で議案書の訂正があった。

会場より質問・意見もなく、第5号議案について議長が裁決を求め、合計表決数で3分の2以上の承認票があり承認された。

(反対0票 保留0票 承認350票)

第6号議案

中村好伸選挙管理委員長より、一般社団法人和歌山県臨床検査技師会定款により、本定時総会の終結をもって理事及び監事全員が任期満了となるので、その改選について当会定款細則の第9条に則り役員立候補を受け付け、定款第20条に定められた定員内の立候補者数となり無投票となった旨の説明があった(議案書P24の通り)。

立候補者がそれぞれ、理事、監事に就任するについての可否を一同に諮ったところ、会場より質問・意見もなく、第6号議案について議長が裁決を求め、

合計表決数承認多数でもって承認された。

(反対0票 保留0票 承認350票)

以上で令和2年度定期総会議案の審議について終了した。

7 議長団及び総会役員解任

議長及び総会役員へ、ねぎらいと御礼の拍手をもって解任された。

8 議長挨拶

吉積修平氏、亀谷孝志氏が総会役員へのねぎらいと、出席者への御礼の言葉をもって挨拶とされた。

9 閉会挨拶

田中规仁副会長から総会閉会の挨拶があった。

10 閉会の辞

神藤洋次事務局長より、本総会の閉会宣言が行われた。

以 上

記録作成 令和2年6月13日
記録作成者 氏名 神藤 洋次
記録提出 令和2年6月17日